

横浜みどりアップ計画市民推進会議 第11回「緑をつくる」施策を検討する部会 会議録	
日 時	平成31年 3 月 1 日 (金) 午前10時00分～12時00分
開 催 場 所	関内中央ビル3階3B協議室
出 席 者	池田委員、池邊部会長、長瀬委員、若林委員 (五十音順)
欠 席 者	網代委員
開 催 形 態	公開 (傍聴0人)
議 題	1 横浜みどりアップ計画「緑をつくる」施策の評価・提案について 2 その他
議 事	<p>(事務局) 本日は、委員の皆様には御多忙のところ、お集まりいただきましてありがとうございます。ただいまから第11回の横浜みどりアップ計画市民推進会議「緑をつくる」施策を検討する部会を開催いたします。</p> <p>まず、本日の会議について御報告いたします。本会議ですが、横浜みどりアップ計画市民推進会議運営要綱、第5条第2項の規定により、半数以上の出席が会議の成立要件となっておりますが、本日、委員定数5名のところ、出席は4名ということですので、会は成立するということを御報告いたします。</p> <p>本会議ですが、同要綱第8条により公開になっておりますので、会議室内に傍聴席と記者席を設けております。</p> <p>また、本日の会議録につきましても公開とさせていただきます。会議録は各委員の皆様事前に御確認をいただきたいと思っております。</p> <p>あと会議録には個々の発言者の氏名を記載するというようにしておりますので、御了承いただきたいと思っております。</p> <p>本会議中におきまして写真撮影を行いまして、ホームページですとか広報誌等への掲載をさせていただくことも、あわせて御了承いただきたいと思っております。この後の進行につきましては、部会長、よろしくお願いたします。</p> <p>(池邊部会長) 改めまして、おはようございます。</p> <p>年度末のお忙しいときにお集まりいただきまして、ありがとうございます。それでは、今日は議題1、「緑をつくる」事業の評価・まとめについてということで、もう皆さん、何回もやってらっしゃるので、おわかりだと思いますけれども、こちらの評価提案の骨子(案)の33ページというところに、施策1についての評価・提案。そして37ページに、施策2についての評価・提案というので、事務局案を既につくっていただいています。このあたりについて、御意見をいただくということになりますが、早速ですが、最初の次第の1番のほう、施策提案についてということで、事務局から御説明をお願いいたします。</p> <p>(事務局説明)</p> <p>(池邊部会長) ありがとうございます。それでは、早速に議論に入りたいと思っております。</p> <p>まずは施策1ですが、民有地緑化助成が目標を下回るということで、今年だけではなくて、5か年の目標に対しても届かない状況にあるということで、これについては一応見直した制度が活用されると聞いていますが、いかがですか。</p>

(事務局) 平成26年の段階で、特に緑が少ない、鶴見、神奈川、中、西、南の5区については地面の緑化も対象として助成ができるという制度にして、制度そのものを拡充したのですが、実際の利用があまり多くなく、5件しか使われなかったということで、せっかく拡充したのですが、あまり反響がなかったと。我々としてはいろいろと関係団体とかに説明して回ったりなどして制度の周知には努めたところですが、うまく届かなかったというのは、非常に活用しづらい、助成枠がそれほど大きくなかったというのもあるかもしれませんし、実際ちょっと当てはめてみて、自分たちの区では使いにくいというのが多かったのではないかと考えています。

(池邊部会長) ここでも「公開性」と書いてありますけれども、民間の施設で、見ていただけて入っていただけるようなところは、自助努力で好きにやるから支援は要らないよという感じなのだと思います。逆に支援の部分としては、なかなかそれ以上は難しいというか、支援を受けるようなレベルまではちょっとやりにくいし、なくなってしまうたら、メンテナンスがそこまで行き届かないような感じで。全体的に、やはり屋上緑化については、ちょっと曲がり角に来てるのかなというふうに私も思っています。
これは壁面緑化は入っていないのでしょうか。

(事務局) 壁面緑化も入っているのですが、壁面ですと設備自体が高いということもあるせいか、壁面として利用されてる例は少なく、個人の屋上というのが多いという状況です。池邊委員もおっしゃるとおり、大きな民間施設などは自分たちで、助成がなくても出来てきます事が多いので、どうしても個人に偏ってしまう。今、個人の家だと太陽光設備を設置することが多いようで、緑化のほうに活用していただくというのは難しかったのかなと思います。

(若林委員) 民有地の緑化がなかなかうまくいかないという話ですが、次期計画ではこの事業はなくなっていますよね。

(事務局) 全くなくしたというわけではなく、制度そのものを見直しまして、もう少し規模の大きな、なおかつ市民の目にとまるような部分で、民有地を緑化するものに対して助成をしていくという制度に舵を切っていくというふうに考えています。
助成金額も比較的大きく、1,000万円ぐらいという形にしまして、大規模な開発ですとか、そういったものに対して、地面も対象にして、市民の目に触れる部分で、基準を超えて緑化するところに対しては支援をしていくという形にしていこうと考えています。

(事務局) 特にみどりアップ計画は、認知度の向上にも取り組んでおりますので、そういう意味では、次の事業で言うと、公開性のある緑空間の創出支援ということで、10か所、5か年でやっていくという想定のもので変更しています。個人宅で緑化を進めても、一般的な人の目にはつきにくいところもあるので、より公開性のあるところでやることで、みどりアップ計画全体のアピールにもつなげていきたいという趣旨でございます。

(若林委員) 公開性、例えば、個人のお宅の生け垣とか、道路に面してい

る部分の緑化みたいなところは。

(事務局) 生け垣緑化については、公益財団法人横浜市緑の協会で生け垣助成の事業もごございますので、そちらを利用していただく形となります。

(若林委員) これは、まちづくりに関連する話だと思いますが、横浜でも少子高齢化が進むと、郊外部を中心に、高齢者世帯や高齢者の単身世帯が増えていきます。横浜の郊外部には緑が豊かな閑静な住宅地が広がっていますが、今後、地域が高齢化していくと、住宅地の生垣を含めたみどりの維持・管理が難しくなっていくのではないかと思います。ですから、例えば、郊外部の高齢住宅における緑の維持・管理に対する新たな支援施策などを考えていく必要があるのではないかと考えます。

(事務局) 今はまだ踏み込めてはいないんですけれども、今後は樹林地もそうですし緑化もそうですけど、今、若林委員がおっしゃったように、質をどう維持していくかというところが恐らく次の、さらに次のときにはテーマの1つになってくる。

(池邊部会長) 今のお話はとても重要なお話で、今日実は、うちの研究室の学生が、高齢者の方だけでお住まいで、庭の手入れが行き届かない方のところに行って、学生が庭の手入れを手伝うというサークルを組成しています。ただ学生のサークルなので、お金はないので、少しはさみで切ってあげるとか、あるいは落ち葉掃きを手伝ってあげるとか、その程度しかなかないのですが。横浜は、落ち葉の引き取りはお金がかかりますか。

(事務局) 個人宅は自らごみとして処理していただいています。公園愛護会とかですと、公園愛護会で、活動で集めたごみについてはこちらから回収することはありますけど、個人宅についてはフォローしてないです。

(池邊部会長) 新宿区は、保存樹木に指定されているところについては、ごみを庭に集めといてくれれば、区役所が引き取りに来てくれるという制度があり、高齢者にとってはとても便利だという話もあります。

今、お話のあったように、横浜も30年ぐらい前のいわゆる第一次戸建てブームみたいになったときにできた戸建て住宅でも、みなさん70代ぐらいになってきて、それでもう売ってしまおうか、どうしようかという。売ろうかということの1つの課題が、やはり庭はお金かかるし、面倒くさいねという話だそう。だからそういうものが、本当は少し、業者さんを入れるとか、NPOみたいなのをお願いして、半分手伝って、それでオープンまではしなくても、見られる時期を設けるなど、そこで売りになる。例えば桜が咲いたときはそこがきれいですよとか、フジの花が咲きますよとか。そういうような何か特徴のあるときをアピールして、その視認性を公共性というふうにとらえて支援するというのもありなのかなと。

それは実は、もう一つ、ちょっと裏がありまして、静岡県が実は震災のときの独居老人対策で、県庁の建築部門の職員がよく黄色と赤、張りに行きますよね。あれをやる職員が独居老人に対して、日頃から「おばあちゃん、元気」というように、そこを通るときには、声をかけているようなんです。さっきのサークルも同じような感じで、ちょっとごみを捨てようかとか、

ああ、じゃあ電球を変えるの、じゃあ私がやってあげるとか、そういうような、毎回するのは庭の手入れなんですけれども、それを通じて、その独居老人の健康とか、そういう部分もケアできるという、そういう意味では若林委員おっしゃるような、新たな切り口として。半分福祉や防災と近くなると思うんですけれども、でもそういうようなものの手当という意味では、いいのかなと。

その場合に、やっぱり公開性だけではなくて、視認性というものも入れば、例えば桜であれば、やっぱり遠くからでも、道からでも見えるなど、地域のランドマークになっているものについては、何らかの支援制度みたいなものが、名木古木ほどの年数でなくても、できるということがあるといいのかなという気はします。

(池田委員) 助成をしても、申請の件数は非常に少ない。生け垣は、つくっても維持管理に非常にお金がかかって面倒ですから、やはり次は維持管理費についても永遠ということはないでしょうけれど、植えたところは5年ぐらいいは助成をすとか、それから今現在きれいになっているところは少し維持管理費を助成すとか、そういう形で、そこを使えたらなというふうに思いました。

たしか去年大阪で地震があったときに、横浜市は急遽ブロック塀を生け垣化するということで補助制度をつくられましたよね。あれはどうですか。ちょうどたまたま私の団体が、先ほど言われた緑の協会と非常に近いんで、緑の協会の生け垣助成についてもこの際だからやったらと言ったら、市のほうが積極的にやって、そちらのほうが市民にとってはいいので、市のほうを使ってくださいというふうに言ってますというような話を聞いたんですけど、どうですか。

(事務局) ブロック塀を転換して、生け垣の栽培をするときには建築局から助成金が出る制度になっています。実績まではこちらで把握をしていなくて申し訳ありません。

(池田委員) 市民にとっては、緑のことになると一緒なので、建築局さんと情報の共有をしていただきたいと思いますと思っています。

(事務局) 震災の時にブロック塀が危険だという話があって、建築局では補正予算をとり、全部チェックをして回って、危険なブロック塀を撤去しました。それとセットで、生け垣助成もやるというのは事前には私どもにも相談がありました。緑の協会の事業を使うという手もありますけど、件数的な問題も、やっぱりすり合わせがあるので。ワンストップで建築のほうでやるということになっています。それはどちらかという目的は防災を主としたところから来ていて、プラス緑化ができるという意味では、私どもとしては、ある意味いい機会と捉えています。それ以外の部分で防災上の必要性はそんなに高くないけど緑化をしたいというところについてはやっぱり従前の緑の協会の事業がやっていくというんで、組み合わせで、うまくそこは全体としては行けるんじゃないかなというふうには思っています。

(池邊部会長) ありがとうございます。長瀬さん、どうですか。

(長瀬委員) ありがとうございます。先ほど話題になった腐葉土を目的とした落葉の回収は以前はやっていただけ、東日本の震災の放

射能の関係でなくなったんじゃないかという話を聞いたことがあります。落葉の回収は利便性という意味だけでなく、腐葉土として使うとかという循環性の意味でも、もしまた復活したら、いいなと思いました。

あと、名木古木が増えているというのは、前から件数とかでは聞くんですけど、あまり街中で自分が見てないので、こういうところにあるよというのがわかるような情報がどこかにあるとおもしろいかなと思いました。確実に増えているのに、遭遇しないのが残念です。

(事務局) 個人のお宅で申請されているものについては、基本的には個人情報になってしまうので、公開ができませんが、神社やお寺などに行っていただくと割と御神木みたいな形で昔からの木があるので、名木古木になってるケースが結構あります。

(池邊部会長) 名木古木の助成額はどれくらいですか。

(事務局) みどりアップより以前のときからですが、一番最初のころは、1本3,000円程度を皆さんにお配りしていたのですが、それでは、施策の効果が見えづらいという課題があったので制度を変えて、今は、健全に育成するための診断や治療などに助成しています。診断ですと4万円が上限なんですが、治療の場合30万円、維持管理でも20万円という助成制度です。

(池邊部会長) そのほかのところはいかがでしょうか。

(長瀬委員) 区で、各家庭のお庭を公開しているイベントは何でしたっけ。

(池田委員) オープンガーデン。オープンガーデンは横浜の場合は港北区がやり始めてもう5年になるのかな。それで瀬谷区が今年3年目になりますね。そのお宅の前を通れば、もう見えますからね。例えば白いモッコウバラという、ツルバラの生け垣になっているお宅は香りがとてもします。

(事務局) オープンガーデンもそうなんですが、ガーデンネックレスの取り決めの中で、各区の、緑や花に関する取り組みについては支援をしようということ、我々のほうもある程度予算を確保しています。各区に一応予算を配分するような形でお願いしています。

(長瀬委員) それをどのように活用するかどうかは区が決めるのですか。

(池田委員) 区によっては温度差があるようで、戸塚区は、今年は4月1日から区制80周年記念なので、区の花が桜なので、桜の苗木でも配るんですかと言ったら、いや、去年までは環境創造局のほうから苗木配布、桜のメニューもあったんですけど、それがなくなったので今年はやりませんということでした。
担当の人が緑について熱意がないとだめという。

(池邊部会長) ただ、そういった意味では、そういうモッコウバラなんかも、そんなに土地が大きなくてもできる話なので。何かそういう事例を、もっと皆さんに見ていただいて、こういうものでもできるというところを知っていただくというのが必要かなと思う。

(池田委員) プランター1つ、それからその植物の選び方で随分変わるな
というところをね。

(長瀬委員) 広報部会の関連ですが、横浜市の広報にも年に1回か2回、
緑の特集やったださっているという話を伺うと、区とともに
できるような形だったり、その区でやってることなどを取り上
げる広報などを継続してやっていっていただくとだんだん伝わ
っていくのかなと思います。

(池邊部会長) そうですね。では施策1の評価には、「制度が活用されて
視認性が高いかつ公開性が高い場所に緑豊かな空間が創出され
ることを期待します。」や、「その参考となるようなオープンガ
ーデン等の事例との紹介等にも努めてください。」というよう
な内容を足しましょう。

(池邊部会長) あとは名木古木のほうも、今後は例えば落ち葉の回収な
ど、そういう部分にも手が届くような支援制度を期待しますみ
たいなことをちょっと書きたいかなと思うんですけど。

(池邊部会長) 落ち葉や落枝の問題というのは、昨年のように台風が多か
ったりすると、非常に街路樹も問題になりましたけれども、近
隣の苦情につながってしまいます。ぜひとも今後の問題とし
ては、メンテナンスのところどこまで踏み込むかというところ
は必要かなというふうに思います。

(池田委員) メンテナンスは、年に1度で、スズメの涙程度の額であって
も、対象が多いとすごく莫大な金額になっちゃいますからね。
言うは安し行は難しでね。だからやり方を考えないと。より
有効なお金の使い方をしていかないとまずいかなと思います
けどね。やっぱり緑を持っている人間は、そのみどり税の恩恵
を受けられるけれど、緑を持ってない人が全然私は受けてないよ
というふうな形の、不公平感があるようになっちゃまずいだろ
うと思うので。その辺の兼ね合いというのかね。私なんか緑好
きだからどんどんやってもらえばいいですけども、中には緑な
んかどうでもいいやという人もいっぱいいますからね。その人
からもみどり税をもらってますからね。

(池邊部会長) そうなんです。それは私もよく学生にも言うのですが、あ
なたたちは、みんな自然が大好きで、公園は誰でも欲しいと思
っているかもしれないけど、世間の中の半数以上、6割、7割
の人は、そんなものお金かけないでくれるんだったらいいけ
ど、お金かけるんだったら要らないと思ってるよと。そこら辺
はちょっと考えなくてはいけませんね。

さて、2つ目の建築物緑化保全契約ですが、緑化保全契約と
いうのがどういうものなのかというのがわかりにくいので、一
般の人が読む分には、急に「建築物緑化保全契約は」と書い
て、「継続的に制度の周知を図ってください」と言うのと、誰が
建築物緑化保全契約をやって、どういうメリットがあるのかと
いうのがわからない。

(事務局) 建築物緑化保全契約というのは、敷地面積500平米以上の建
築物の敷地で、基準以上の緑化をしている場合、その基準上
の緑化の部分の固定資産税・都市計画税が軽減されるという制
度です。よく利用されているのはマンションですね。基準の緑

化が10%だとすると、15%以上緑化していれば、その5%以上緑化した部分についての税金が安くなるということがあるので、マンションは結構使われています。あとは、個人宅の大きなお宅ですね。

(池邊部会長) もう定着していてもいいはずですよ。何かこのままのコメントであれば「継続的に制度の周知を図ってください」というだけでは気になる。上は目標を下回る助成件数となりましたと書いてあるのに、下のほうは1件なのに、何もそういうコメントがないというのは。

(事務局) この事業自体が、他の事業と違い、みどり税の税条例の中のセットになっていて。みどりアップ計画でみどり税をいただいたものを使って、直接助成をして、緑をふやしましょうというのとはちょっと性格が違っています。

(池邊部会長) 違うんですよ。

(事務局) みどり税をいただくので、基準以上に緑化や緑に対して貢献していただいているところの方に対しては、その分の貢献を見て税金を、少し控除しますという制度になってる。そのため積極的に何件目標に対してどうしようという施策ではないということが、ちょっと性格の違うところがあります。

(池田委員) 私のマンションもこの制度があるというの知ってからすぐに申請して適用されて、10%の恩恵を受けています。だからマンションの管理組合の総会でも、みどりアップ計画でやってますよ、皆さん、固定資産税が軽減されてますからね、緑が多いということは資産価値を高めてることですからねということをお話します。だからマンションの中で緑化に対しての維持管理をするのはすごく皆さんの支持を得られたので、私のマンションはいいなと思ってるんで、当然ほかのマンションももっと適用されてるのかなと思ってたら意外と少ないですよ。

(事務局) 基準の5%以上超えないといけないので、そこら辺が1つのハードルとなっているのかもしれない。

(池田委員) 狭い中で緑化するのがなかなか、限度ぎりぎりしかできてないと。マンションだとか開発をするところの申請が来たときの受付は都市計画課でしたっけ。受け付けるときには、業者さんにはこういう制度があるから利用してくださいというような話はしてあるんでしょうかね。

(事務局) 緑化の協議自体は、私どもの隣の係でやっているんで連携を図って、基準を超えて緑化している場合、こういう制度がありますよという御案内を差し上げている。

(池邊部会長) 5%を3%ぐらいにするというのはあるんですかね。

(事務局) それは、税の議論の中でそこを決めていかないといけないので。それはそういう研究課題になるかなと思います。

(池邊部会長) では、ここは文言をもう少し、建築物緑化保全契約ということの内容も含めて一般の方がわかるように書いた方がいいですね。

では、2つ目のほうに移りたいと思います。提案2について、いかがでしょうか。地域緑のまちづくりは、もう皆さん、見ていただいている、非常にいいづくりですし、実績も上がっている、余り問題はないかと思いますが、いかがでしょうか。

(長瀬委員) これだけ住民はどんどん申し込んでいる、多くの応募もあると書いてあって、件数も多いのに、民有地における緑化は件数が増えない。その企業と住民の何か価値観の差を数字で感じました。企業側の思いって何なんだろうと思いました。地域緑って、応募者数が本当に多いのですね。

(事務局) そうですね。商店街でもやってますし、MMでも実際には使っている、基本的に企業さんが地域緑のまちづくりの制度を使ってないわけではないですね。いろんな形で使える制度にはしている。

(長瀬委員) こちらのほうがやはり使いやすさがあるという。

(池邊部会長) 個人宅ではないですし、どちらかというと、外側の面してるところなので、沿道空間なので。ですから、それは全然違いますよね。

(事務局) 同じようなことを考えてらっしゃる方が割とまとまっていられる地域であれば。こちらの制度を使っていたほうが、いろいろなことができるというのがありますね。

(長瀬委員) そういう意味では個人宅だったり、個人の企業で申し込むよりも団体でみんなで活動するほうが活用はしやすい。

(池邊部会長) 活動もしやすいし、市としても、みどり税を使ってるからには、やはり1人の個人とか一企業にやるよりはこういう形で地域の活性化にも役立つ、地域の見守りとか会話が多くなるとか、いろんなことに役立つので、非常に成果は高いということもあると思います。この制度の話をする、何でそんな額でできるんですかとみんな驚かれますけど。

(若林委員) 39ページのこの鶴見の、これがまさにそうですね。以前、現場を視察しましたよね。

(長瀬委員) 行きましたね。雨の日の、すごい短時間でバーッと回らなきゃいけない。

(若林委員) よかったですよね。ああ、なるほど、やっぱり受賞したかと思いました。

(長瀬委員) 五か年の目標は、緑化助成のほうで65で、緑が46地区なんですけど、件数だけで見ると緑化のほうで件数が多い目標にはなってますけど、地域緑のまちづくりのほうで目標数が少ないけど、額としては上ということですよ。

(事務局) 事業費はそうですね。

(池邊部会長) この鶴見「みどりのルート1」をつくる会の紹介のページには企業のことが書いていないですが、書いた方がいいでしょ

う。企業をその気にさせた市民の方々がすごいと思うんですよ。ただ沿道緑化を市民でやってみたいに見えちゃうので。それだと全然総理大臣賞の評価と違ってしまいますよ。企業もその気にさせればここまでできるという、その気にさせた横浜市民は偉いですよという、そういう評価なんです。だからそこをちょっとぜひとも入れていただきたい。全国に先立つ、すごくいい事例だと思うので。

あとちょっと気になったのは、二つ目の評価で「多様な角度から」という言葉が、これも専門家から見ればわかりますが一般市民にとってはわかりにくい。例えば環境配慮とか生物多様性とか、何かそういうものを学んでるとか、事例をちょっと入れていってほしい。

(長瀬委員) なかなか難しいとは思いますが、さっきの街路樹の話ですが、私、子ども預かって散歩することがあるんですけど、なかなか触れてもいい緑が余りなくて。私は街路樹がちょっと出ると、ほら、花が揺れてるねとか、葉っぱ触ろうかと言って遊んで、そこに虫がついてたりすると、そこからちょっと緑とか虫という体験を大事にしたいなと思っているので、言葉で表現するのも難しいなとは思ったんですけど、評価にどう入れていただけるのかなというのが。

(池邊部会長) そうですよ、ビオトープなんかも、そこは聖地だからさわっちゃいけないという。

(長瀬委員) 横浜市の街中で歩きながら見るだけじゃなくて触れられるという緑の存在は大事で、私は、それこそお金を払ってでもやってほしいと思ってる人間だから、そう思うかもしれないんですけど、緑があったら邪魔、歩きにくいと言う人もいるとは思いますが、やっぱり触れられる緑を残していってもらいたいという事は、お願いしたいなと思いますね。バランスの難しさはあると思うんですけど、美しさとともに多様という意味では、だからこそ子供たちも触れ合って緑がある楽しさだったりとか、きっと、その涼しさを実感するとかということってあるかなと思って。

(池邊部会長) 私はよくその話をするとき、鳥の話をするんですよ。バードウォッチャーの人って、すごくたくさんいるじゃないですか。でもあなたたち、鳥が何食べてるか知ってるのと。要するに虫を食べているということを忘れていないか。お魚を食べている鳥もたまにはいますけど。要するに虫がいなくなったら鳥生きていられないので。企業さんが、今までは森だったかもしれないけれども、子供たちが虫をとったり、虫かごでこうやったりできるような原っぱみたいなものをつくってもらったり、してもいいのかなという気はしますけどね。

(事務局) 今の話は大事な話だったと思います。多分、森で受ける話もあるし、農の話もあると思います。まさに農なんかは本当に、子どもの情操教育という意味で、実際に収穫体験も意味があると思います。

(池邊部会長) そうですよ。だから農のところは比較的、いろいろやってるじゃないですか。田んぼにも入ってるし、芋掘りもやったりとか、いろんなことやってるんですよ。

(事務局) 森は森の楽しみづくりの事業の中だとか、緑化は、今回で言うと、子供を育む空間みたいなところでの、ソフト的な展開としてはあるかと思いますが、どこかに入れるというのは、テーマとしてはとても大きいのでなかなか難しい。

(池邊部会長) そうですね。

(事務局) ちょっと具体の表現は難しいのかなと思うんですけど、もし可能であれば、長瀬さんのコメントの中でそこを是非。

(池邊部会長) そうですね。ちょっと助言すると、新宿の中央公園は、実はケヤキを48本切りました。これ、みどりの審議会で、何で48本も、せっかく育ったケヤキを切るのかというふうな話になったんですけど、公園は、多くの方に安全に来ていただくためには、今のままでは痴漢も多いし、真っ暗だしということで48本、切ったんですね。だから私はこれからは、切るということの必然性みたいなものをちゃんと市民に対して説明責任、更新するというのもそうですけれども、それを私たちがやらないと誰もやってくれない。守る側に立つのはすごく楽なんです。自然保護の人の立場を尊重するほうが私たちとしては楽です。でも、それをなぜ切らなきゃいけないかという、特に公園の緑とか街路樹というのは、しょせん人工のものですよね。だから人工のものであるとすれば、それはやっぱりそれに対して機能を果たす必要がある。要するに街路樹が大きくなり過ぎれば、そのビルや道幅に対してスケールアウトになってるわけですから、その場合はスケールアウトだという判断をして更新をしていく。そういうことを勇気を持ってやっていただくことは、とても大事だと思いますので、よろしく願います。

(長瀬委員) 考慮して考えます。

(池邊部会長) 思いの丈をぶつけてください。

(長瀬委員) ありがとうございます。

(池田委員) 先ほど名木古木のところでは樹木医さんが来て、良好だねとか、みていただいています。そういうような形で先ほどの街路樹の倒木の事故なんかもありますから、大きくなり過ぎた街路樹なんかも率先して樹木医に見ていただいていますか。

(事務局) 街路樹についても樹木診断をしています。

(池邊部会長) 実は私、横浜市の都市計画審議会に出させていただいてるんですけど、毎年、毎回毎回、森地先生が、昔は東大の学生もみんな横浜市に行きたいと言うぐらい横浜市はすばらしかったんだけどね。この区のマスタープランは一体何だよと、今まで3回ぐらい、都市計画審議会と言われていて。やっぱり横浜というのは新しいものを情報発信していく、それだけの力があるしそれだけの人材もそろってると思うので、ぜひとも今後とも、環境創造局の方にもみどりの市民税をこれからどういうふうにするのか、継続するだけじゃなくて、それがこんなふうに使われると本当に税というのはすごいねと言われるような使い方というのをぜひとも考えていただきたい。ぜひとも皆さん、よろしく願います。

	(事務局) それでは、これで11回のみどりアップ計画市民推進会議の「緑をつくる」施策を検討する部会を終了いたします。本日はどうもありがとうございました。
資料 ・ 特記事項	次第 資料1 横浜みどりアップ計画市民推進会議 平成30年度報告書(案)【抜粋】 資料2 横浜みどりアップ計画(計画期間:平成26-30年度)平成30年度事業目標及び進捗状況[平成30年11月末時点]